

入札監理小委員会
第438回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第438回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年11月16日（水）16:40～17:19

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○新規起業事業場就業環境整備事業（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（厚生労働省）

労働基準局 監督課 荒木課長、西岡副主任中央労働基準監察監督官、吉野管理係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第438回入札監理小委員会を開催します。

本日は、新規起業事業場就業環境整備事業の実施要項(案)についての審議を行います。

最初に、新規起業事業場就業環境整備事業の実施要項(案)について、厚生労働省労働基準局監督課、荒木課長よりご説明をお願いいたしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○荒木課長 ご紹介にあずかりました厚生労働省労働基準局監督課長の荒木でございます。本日はこのような説明の機会を設けていただきまして、誠に有難うございます。

○尾花主査 よろしく申し上げます。

○荒木課長 本日ご審議いただきます新規起業事業場就業環境整備事業につきましては、前回、6月22日であったかと思いますが、本委員会におきまして、昨年度の実績についてご報告させていただき、その内容についてご審議をいただいたところでございます。

その後、官民競争入札等監理委員会を経まして、本事業については、29年度からの2年間、引き続き官民競争入札を実施するというところで、今年の6月28日に閣議決定がされたところでございます。

本日は、29年4月からの次期契約に使用します要項(案)を作成いたしましたので、私から主な改正点をざっとご説明させていただいた上で、詳しい内容につきましては西岡副主任のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、前回の本委員会でもご説明しましたが、時間が少したってございますので、簡単に事業の概要についてご説明させていただきます。

労働者を使用する事業場におきましては、労働基準法あるいは労働安全衛生法等の基準関係法令に基づきまして、労働条件あるいは安全衛生の確保を図らなければならないということになってございます。しかし、起業して間もない事業場あるいは新たな分野に業態変更を行う事業場につきましては、労務管理に必要な情報、ノウハウを十分には有していないということで、長時間労働あるいは災害の防止という観点から色々な問題が懸念されております。

労働局、それから労働基準監督署におきましては、監督指導を行うことによりまして、一定の法定労働条件の履行確保を図らているところでございますが、こういったことにつきましては、民間事業者の力もかりながら効果的に取り組んでいく必要がございます。また、今年の6月に閣議決定されました規制改革実施計画におきましても、使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するという観点から、使用者に対し自主的な法令知識の取得を促すという事前の知識の普及面についても盛り込まれております。こうすることで、厚生労働省として、労務管理、安全衛生管理に係る基本的な知識、理解が不足している新規起業事業場に対しまして、労務管理あるいは安全衛生管理の要点についてのセミナー、それから諸手続に詳しい専門家による普及指導といったことを委託事業として実施するというのが事業の中身でございます。

続きまして、今回の要項(案)の作成に際しまして、前回の本委員会でご指摘いただい

た点を踏まえて、要項（案）の見直し案を作成いたしてございます。5つほどポイントがございませぬので、順にご説明させていただきます。

1点目は、契約単位の分割でございます。一番大きな変更点となりますが、事業の契約単位を全国1本でという点から、東日本と西日本の2つに分割をさせていただいてございませぬ。過去に入札説明会に参加した事業者からも、組織や人員負担が大きいとの意見もございましたし、前回の本委員会でも、1者応札の解消のためには2つに分割することが適当ではないか、そういったことができないかというご指摘をいただきましたので、そういう案を考えてございませぬ。

2点目でございますが、セミナー参加事業場数の目標値でございます。現在セミナーについては、全都道府県で少なくとも1回、全国で54回以上開催して、1件のセミナーについて少なくとも20事業場という目標を定めておりますが、これを地域ごとに目標を設定する形に変更いたしてございませぬ。こちらにつきましても、前回の委員会において、目標数の設定の検討ができないかというご意見をいただいたものでございませぬ。それから、セミナーについては、動画をフルバージョンでインターネットに掲載してはどうかというご意見もございましたので、その点も反映させていただきます。

3点目でございますが、ポスター、リーフレットの作成目標の設定変更でございます。この目標については、現在は2万部、リーフレットを10万部という目標でございますが、これを今回、ポスター、リーフレットを見てセミナーに参加した事業場の割合を60%にするという目標変更をしてございませぬ。前回の本委員会において、何枚作成したかという目標よりも何か検討してもいいのではないかとご指摘を踏まえたものでございませぬ。

4点目でございますが、新規起業事業場の把握目標の廃止でございます。こちらについては、事業者の応札に当たっての負担軽減の一環として廃止してございませぬ。

5点目、最後でございますが、評価基準の見直しでございます。現在、事務所設置について評価する項目が2つございませぬが、このうちの1つを削除することといたしました。こちら組織、人員体制にかかわりますので、必ずしも必要でないものは削除してございませぬ。

概略は以上でございます。あとは、西岡のほうから説明させていただきます。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 続きまして、私のほうから、本事業の次期実施要項（案）全体につきまして、先ほど課長から説明のあった主な改正点を含めまして説明をさせていただきます。

まず、契約単位の分割についてでございます。

まず、本事業の契約単位の東西2つへの分割についてでございます。現行は全国斉一的なセミナーや指導の質を担保するため、1つの事業者が全国で本事業を展開することとしてございませぬ。しかしながら、前回、また前々回の入札監理小委員会におきましても、契約単位の分割ができないかというご指摘をいただいていることや、以前入札説明会に参加されていた民間事業者からも組織、人員体制面での入札が難しいというご意見もあったこ

とを踏まえまして、契約単位の分割について再度検討させていただいたところでございます。その結果、本事業につきましても、最低基準であります労働基準関係法令の周知、啓発、普及指導という、事業の性質上は斉一性の確保という観点が重要ではありますが、事業の実施につきましても必ずしも全国1本の入札方式により事業を実施することに固執する必要まではないのではないかと、また契約単位を分割しましても、セミナーや個別訪問で使用するテキスト等を東西どちらか一方の事業者で作成することとしまして、同じテキストを東西どちらの事業者でも使用した上で、研修等で事業の質を担保すれば斉一性は一定程度確保できるのではないかと、今般あえて分割発注することにしたところでございます。

続きまして、主な改正点でございます。実施要項（案）に沿いまして、主な改正箇所を説明させていただきます。

まず、東日本の実施要項（案）につきましてご説明をさせていただきます。資料はA-2-1の見え消しの実施要項（案）の右下のページ、6ページをご覧くださいと思います。

2の（3）の部分でございます。現在は、新規起業事業場に関する情報を1,080以上把握することを目標としてございますけれども、厚生労働省から労働保険関係成立届のデータを提供することで、この目標は廃止することといたしました。現在、民間事業者は、新規開業の市中情報ですとか信用情報・ネット情報等から新規起業事業場を把握して、その把握した新規起業事業場に対してダイレクトメールを送付する等の対応を行いまして、セミナーや個別訪問の営業活動に使用してございます。これは、新しく起業し労働者を雇った場合には必ず届け出るようになっております労働保険関係成立届のデータ、約14万件ございますが、これを厚生労働省から提供するというので、民間事業者が自ら把握するよりはるかに多くの事業場を把握することができることに加えまして、事業者の負担軽減にもつながるということで、廃止することとしたところでございます。

次に7ページでございます。③のマニュアル等の作成の部分でございます。セミナー等で使用いたしますテキスト、ポスター等の作成につきましては、東日本の受託者がまとめて作成するとして、その旨を記載するとともに、作成目安数を追記してございます。

次に8ページから9ページにかけてでございます。④のセミナー開催の部分と、⑤の普及指導の実施の部分でございます。こちらでは、目標の変更とインターネットへの動画掲載について、追記をしております。目標に関する大きな変更でございますので、目標変更についてご説明をさせていただきます。

現在は、セミナーに関しましては、全都道府県で少なくとも1回、全国で54回以上開催しまして、1セミナー少なくとも20事業場程度の参加を目標とし、普及指導につきましては年間400事業場以上を目標としてございますけれども、これを、セミナーにつきましては、各ブロックで3回以上、合計で12回以上開催しまして、年間で各ブロックで定める事業場程度の参加を目標としまして、普及指導につきましては、各ブロックで定める事業場数

上というふうに変更してございます。

具体的には、後ろのほうでございますけれども、32ページの別紙4をごらんになっていただければと思います。東日本では、北海道から中部まで全4ブロックに分けて、それぞれのブロックごとにセミナーの参加事業場の目標値、それから普及指導実施事業場の目標値を設定しております。この目標値の算出法といたしましては、大まかに申し上げますと、過去5年間のセミナー参加事業場数、それから個別訪問の事業場数の平均値を算出いたしまして、その値を全国8つのブロックに分けて、それぞれのブロックの労働保険関係成立届の届け出数の割合に応じまして案分することで、新しい目標数を設定したというところでございます。

次に、動画の掲載についてでございます。ページは前の8ページに戻っていただきまして、これにつきましても、これまでの小委員会での指摘とご示唆をいただきまして、それを踏まえまして対応することにしたところでございます。8ページの中段のまた書きのところをご覧いただければと思いますけれども、ここにございますように、セミナーにつきましては、その様子を撮影・編集するなどした動画版を作成して、ホームページに掲載し、セミナーについて広く事業主等に周知するようにしたところでございます。なお、セミナー動画につきましては、東日本の受託者が作成を完了次第、毎年、西日本の受託者へインターネットの掲載が可能な電子媒体を送付いたしまして、いずれの受託者においても動画による情報発信ができるようにしたところでございます。

次に、10ページから11ページにかけてでございます。⑧その他の事項の部分でございます。ここでは、今回東西に契約単位を分割したことで、別々の事業者が落札した場合に、事業運営に関する打ち合わせを行うことと、それから情報セキュリティに関する部分を追記してございます。

次に、12ページから13ページにかけてでございます。(5)の①のところでございます。こちらのほうに本事業の業務目標をまとめて記載してございます。アからウにつきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございますけれども、エについて、現在はポスターを2万部、リーフレットを10万部作成することが目標になってございますが、ポスターやリーフレットを見て、セミナーに参加した事業場の割合を60%とするという目標に変更してございます。これも、前回の小委員会等での指摘を踏まえまして、作成して配付するというだけでなく、配付による周知、広報の効果を測定しようということでございます。また、オにつきましては、セミナーに参加した事業場の満足度ですが、これは現行は60%となっておりますが、前々回、平成26年7月30日の第330回入札監理小委員会におきまして、「前年度の実績を踏まえてもう少し高い水準が可能であれば、そういう水準に設定していただきたい。」とのご指摘も頂いておりましたので、これを前年度の実績を踏まえまして65%とさせていただいたところでございます。

次に、13ページから16ページにかけてでございますが、こちらのほうは、入札参加資格と、前回実施要項(案)を作成した時点から現在までの間の経理的な取り扱いが変わった

部分等につきまして、現在の取り扱いに合わせて修正させていただくとともに、40ページに別紙9として、技術審査委員会で提出することとなる提案書の様式例、これは前回ございませんでしたので、こういったものを記載するのかをまとめた提案書様式例を追加したものでございます。

次に、17ページでございます。6の(1)の部分でございます。入札参加者が評価委員会に提出した提案書やヒアリング結果の、どの点を評価するかについてまとめた提案書等評価基準表を変更してございます。

具体的には、後ろのほうにございますけれども、37ページ、別紙8のほうに基準表がございますので、ごらんいただければと思います。評価基準につきましては、現在、事務所設置につきまして評価する項目が2つございます。このうち、コーディネーターや普及指導員が効果的に活動するよう、利便性を考慮した場所に拠点を設置しているかという項目がございます。これについては、受託者の負担軽減という観点から、評価基準から削除が適切ということで、削除してございます。また、基準表の2枚目の10番でございます。新規起業事業場の把握目標に関する項目、これは先ほどご説明させていただいたところでございますが、これも削除してございます。なお、市場化テストとは関係はございませんけれども、政府全体の取り組みといたしまして、女性活躍促進に取り組んでいる事業者を評価するために、総合評価落札方式を行う場合につきましては、例えば、いわゆる「くるみん」を取得している企業を評価する項目を加えるという形になってございます。具体的には、基準表の3枚目の最後のところ、39ページでございますが、その他の項目として新しく加えるとともに、その配点割合につきましても定められていて、基準点で全体の配点を調整しているところでございます。

続きまして、西日本版の実施要項(案)についてご説明をさせていただきます。これにつきましては、2点だけ説明させていただきます。

1つ目でございますが、資料A-2-2の見え消し実施要項(案)の7ページの③のマニユアルの部分でございますが、マニユアルやポスターにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、東日本で、一括で作成するというようにしてございますので、そのことを記載するとともに、マニユアル等の検討委員会の記載を削除してございます。

次に、8ページから9ページにかけての④のセミナーの開催、⑤の普及指導の部分でございます。こちらのほうも東日本と同様に、セミナーにつきましては、各ブロックで3回以上、合計12回以上開催しまして、年間で各ブロックで定める事業場程度の参加を目標としまして、普及指導につきましては、各ブロックで定める事業場以上と変更してございます。西の目標数につきましては、後ろのほうでございますが、33ページを少しめくっていただきまして、東日本と同様に、33ページの別紙4をごらんいただければと思いますけれども、西日本につきましては、近畿から九州、沖縄までの全4ブロックに分けて、それぞれのブロックごとにセミナー参加事業場の目標値、普及指導実施事業場の目標値を設定してございます。これ以外の部分につきましては、マニユアル等の検討委員会を西日本

で行わないことに伴う修正が主でございまして、東日本とほぼ同じ修正内容となっております。

それから最後に、以上が主な改正点でございますけれども、今般パブリックコメントの結果につきまして、ご報告をさせていただきます。本実施要項（案）のパブリックコメントにつきましては、10月20日から11月2日まで実施いたしまして、1件のご意見をいただいたところでございます。頂いたご意見は、入札参加資格で、暴力団員等が役員に含まれていないことを必須条件として求めるとの内容でございました。入札参加資格に関する事項につきましては東西同じ内容ですので、東日本の方をご覧いただければと思います。こちらの方の13ページの下のほうから14ページにかけてでございますが、13ページの一番下の記の4のところ、入札参加資格に関する事項ということで、(1)から(10)まで定めてございますけれども、このうち(1)におきまして、法第15条において準用する法第10条各号に該当する者ではないこととさせていただきます。ここで法とは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」を指してございますけれども、この法律の第10条第4号におきまして、暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を官民競争入札に参加することができない者としておりますので、今回パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、既に満たされていると考えておりますので、実施要項（案）の修正は行っていないというところでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

はい、どうぞ。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。簡単に、2点質問させていただければと思います。

まず東日本のほうなんですけれども、10/71のところ、今回2つに地域を分割していただいたので、関係機関との連携・協力体制の確立ということで加筆いただいているかと思えます。このときに、「また」以下のところ、事業開始後打ち合わせを実施というのは重要だと思えますが、これはご提案なんですけれども、厚生労働省さんと東日本と西日本の受託者さんの3者で、まず事業開始後の打ち合わせを実施されて、西日本と東日本の間でどういう連携がされるのかですとか、業務の役割分担みたいなものがあるのかということ、3者で確認をしていただいたほうがよろしいのかなと思えました。というのが、まず1点です。

続いて9/71なんですけれども、少し先ほどと関係するんですが、2段落目のなお書きのところから、4段落目の「また」以下のところで、普及指導を希望する事業所の場所が境界にあった場合に両者で調整をするということがあるかと思えます。この場合に、仮に東日本に分類されていた事業所が西日本の方が対応されるといった場合に、委託費の金額の変更とかはされるのでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 まず1点目につきましては、私どものほうも、業者同士だけではなくて、こちらの方でも積極的に関与させていただきまして、円滑に事業が進むようにしたいと考えてございます。

○川澤専門委員 わかりました。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 2点目でございますけれども、出張先の場所にもよりますけれども、これにつきましては旅費の問題だけなのかなと考えていますので、それは委託費の中で対応できることかと考えております。

○川澤専門委員 わかりました。そんなに件数が多くなるということは考えにくいと思うんですけども、おそらく東日本と西日本で少し入れかえがあった場合には、厚生労働省さんに結果的にどうなったのかということをご報告いただくような文言を加筆してもよろしいかと思えますし、そのあたりはご検討いただければと思います。

以上です。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。まず1点目なんですけれども、個別訪問についてお伺いいたします。これはお客さんのほうから、万が一、うちにも来てくれという声がたくさん来てしまった場合、何件まで応じればいいのかとか、そういう上限があるのか、それともお客さんから来てくださいますと言われた以上は全件応じなければならないとか、このあたりどういう整理になっているのでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 これにつきましては、現状、一応目標数が400事業場ということで、ほぼ目標数値どおりという状況でございます。現状、受託者に聞かしても、たくさんの方が希望されてそれにお応えしているという状況ではなくて、むしろなかなか希望される場所がないという状況なものですから、それを積極的に掘り起こしているというのが実情でございます。ただ、できるだけ積極的に訪問指導を希望していただくということにこしたことはありませんで、もし希望が多かった場合については、優先順位をつけながら効率的に実施するということを指導していきたいと考えております。

○辻専門委員 それは、実施要項上、あまりにも多かった場合には優先順位をつけて断ってもいいというような表現はどこかにあるのでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 実施要項上はございません。ただ、現状、受託者の実施状況を見ている状況では、例えば都道府県ごとに見ても400事業場ですので、県単位にみますと大体10とか20ぐらいの事業場数ですので、今の想定ではそれほどたくさん希望される方がいるというのは、ちょっと想定し難いところもございまして、もしそういう状況になれば、業者とも協議しながら、適切に対応したいと考えております。

○辻専門委員 もし僕が民間事業者だと、天井が見えないとなかなか怖くてちょっと遠慮してしまうなという感じもするので、できれば実施要項中にそのあたり、もしも想定外の事象が発生して、あまりにも希望者が多かった場合には、厚労省と相談してシーリングとか、天井を決めることができるみたいな表現をご検討いただければと思います。それが1点目。

2点目なんですけれども、東日本の実施要項のほう、26/71、(4)の著作権でございます。今、条文を拝見したところなんですけれども、そもそも厚労省さんとしてでき上ったテキストとかの著作権を、①に関しては、全てを厚生労働省に無償で譲渡すると書いてございまして、おそらくこの部分から見ると、でき上った成果物に関しては今後厚労省さんの資産として自由に使用して、もしくは一部改変したりして、将来に向けていろいろ利用なされたいのかなと思うんですけれども、ただ③を見ると、①及び②にかかわらず、既に民間事業者が著作権を持っている場合にはその著作権はもらわなくてもいいと書かれてございます。このあたり、背景事情として厚労省さんとして、今回民間事業者さんにつくってもらったテキストを、どこまで自由に使いたいと考えているんでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 基本的には、業者さんで作られたものを、こちらでいただきまして、それを新規に受託された業者さんにも活用していただくということを考えていますので、そういう意味では、既存のものをベースに少し加工していくというイメージを持っています。ですから、受託者の方で作られたものをまたこちらのほうでいただくということを想定しておりますので、③は一応書いてはございますけれども、そのようなケースというのは現状ではあまり想定しにくいのかなとは考えてございます。

○辻専門委員 イメージとしては、でき上った成果物を、もともと民間事業者さんが著作権を持っているものに関しては、そのまま使っていただいて構わないと。ただ今回つくってもらったものに関しては、厚労省は自由に使いたいんですか。それとも、使わなくてもいいんでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 いえ、我々としては、活用できるものであれば、将来にわたって、この事業をより良く運営したいと考えておりまして、テキストなどの中身も、順次より良くしていきたいというところもございますので、そういうのは活用していきたいと考えてございます。

○辻専門委員 ですと、多分もうちょっと条項を練ったほうがいい気がいたしまして、例えば③の近辺に、既に民間事業者さんが著作権を持っているものについては、厚労省に対して使用許諾を与えるような、このあたりを著作権に詳しい弁護士とかと議論していただきたいんですけれども、民間事業者さんが第三者からまた著作物を借りて、使用許諾を得て使っている可能性もございますね。その場合に、それをまた厚労省さんに使わせるという部分もございますので、このあたりは一旦絵を描いていただいて、厚労省がいて、民間事業者さんがいて、第三者がいて、このあたりの著作権関係をもうちょっと整理なされたほうがいいのかもかもしれません。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 わかりました。

○辻専門委員 これ以上やると、かなり詳細な議論になってしまいますので控えますけれども、一旦そのあたり、詳しい先生とご議論いただければと思いました。以上です。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 はい、承知しました。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。私から質問させていただきたいのは、ポスター、リーフレットの目標値のところなんですけれども、これは、以前はポスター2万部、リーフレット10万部ということでしたが、こうした何部を印刷するかという目標はなくなったということでしょうか。何部つくるかは事業者さんの創意ということでしょうか。東でいえば12/71ページの下、ポスター2万部、リーフレット10万部という印刷のほうの数値は……。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。目標値、12ページのところでは削除していますので、そういう意味では、作るということ自体は目的ではなくて、一定、それは作っていただきますけれども、それを周知、広報に使っていただいて、実際にセミナーに参加していただくとか、そういうものにつなげていこうという考えでございます。

○生島専門委員 なるほど、なるほど。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そちらのほうが重要ではないかということということでございます。

○生島専門委員 わかりました。そうすると、それでインターネット上に掲載するポスター、リーフレットを見て参加した場合も、60%に含むということですので、例えば、今ですと結構インターネットで見る方が多いと事業者さんが判断をして、印刷は、極端な場合ですけれども、インターネットに掲載するものだけで特に配付物は配らないということであっても、それは契約上問題ないということでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 ただ、実施要項上は9ページのところで作成の目安数は書いてございます。予算上も一定、周知効果としますと、まだまだインターネットに十分アクセスされない事業者さんもいますから、一定程度は紙媒体とかでの周知、広報というのも重要かと思っておりますので、これを目安としては作っていただくものと考えてはございます。

○生島専門委員 なるほど、わかりました。送付ということは、郵送することなんですか、これは。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 そうですね。DMとかいうような形で。

○生島専門委員 なるほど、なるほど。わかりました。こちらの60%ということは、何か利用者のアンケートで確認をなさるのかと思うんですけれども、それはどちらかにアンケートの項目というのは出ているのでしょうか。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 これはまだ出てはございません。

○生島専門委員 なるほど、わかりました。今はあまりまだネットにアクセスする方が少ないということだったんですが、そのアンケートのところに、もし可能でしたらポスター、リーフレットを紙で見たものか、ネットで見たものかというのも、1点チェック項目があると、今後の推移でだんだんのぐらいの目標値にしたらいいかというのが見えるかなと思ひまして、そちらをご検討いただけたらいいのかなと思ひましてございます。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 貴重なご意見をいただきまして、参考にさせてい

ただきたいと思います。

○生島専門委員 よろしくお願ひします。

○尾花主査 ほかに。

○浅羽副主査 よろしいですか。すいません、私から1点だけ、教えていただきたいことがあります。今回東と西に分けられて、東と西で仕事の内容が少し違うということは理解したつもりです。それで、東日本のほうが検討委員会等を設けたりといったようなことで仕事が多いものと認識しています。それはまず、間違いないですよ。

東日本で38/71、西日本のほうでも38/71、それぞれ業務内容について提案書の評価の基準が書かれているところなんですけれども、東日本のほうでは、若干別のところで修正はしていますけれども、それ以外のところは10が削られている以外は従来と同じで、これはわかる、そうなんだと、1つ削っていただいて、これもいいのかなと思うんですが、西日本のほうが業務の内容そのものが1つ減って、です。西日本のほうの12と13、検討委員会の開催のところを削った分がほかのところにポイントが乗っている形になっているというふうに解釈しているんですけれども、業務内容が減って、ということは、おそらくですけれども、東と西で同じような業者さんが何か戦略的なのではなく、業務量に応じて入札、札を入れた場合に、価格は東日本のほうが少し高くなるんじゃないのかなと思うんですけれども、少なくともこの仕事がある分ですね。なのに配点のウエートで、業務の内容で、価格と技術点とのバランスがこのままでいいのかなという気がいたしまして、東日本のほうが、もちろんどちらが正しいとかいうのではなくて、東と西のバランスにおいて、業務内容が少ないにもかかわらず、価格とのバランスの関係でこのようにしてしまうのが果たして適切なかどうかと考えまして、質問をさせていただきたいと思いました。今のところについて、ご見解をいただければと存じます。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官 これはなかなか難しいところでございまして、点数設定もフレキシブルに任意にできれば良いのですが、今回ワーク・ライフ・バランスの加点のところが出てまいりまして、ここは加点項目のところの全体の5%縛りというのがございまして、そこが一応、整数値にならなくてはいけないという技術的な話がありまして、そういったことから、トータル600点という設定しか、今できないということなんです。それで、当然ながら西日本のほうは、ご指摘のとおり、検討委員会がないということですので、その分の加点をどこで調整するかということになります。ほかの加点調整できるところの項目からしますと、体制等重要なところは同じ条件とする必要があります、そこを差をつけるというのは合理的でないということで、それ以外のということであれば、事業のところでは調整できないことから、西日本のほうは、特に事業の連携ですとか、周知、広報のところの加点が少しウエートとしては高くなっているところでございます。

○浅羽副主査 もともとの東日本のものが、極めて合理的であるかどうかは、私は直ちに判断できないんですけれども、もし東日本のほうが合理的だと考えるのであれば、技術の600ということであれば、このバランスでいうと、価格点のほうを10ポイントぐらい上げて

もいいのかなど思ったんですけれども、そうすると技術点のほうは600のままで、価格点をプラスすると、もちろん業務のウエートはどう考えるかなんですけれども、この検討委員会のところの部分をやるかなんですけれども、価格点とのバランスを少しいじっても、そっちのほうをいじれば今の条件は全て満たされるのかなとは思ったんですが、ただ、もともとが、価格と技術点とのバランスが、どれが適正かというのは私どもではもちろん判断のしようがありませんので、どちらも適正であるというのであれば、これで構わないですし、もしちょっと考えるということであれば、考えていただいてもいいかなと思います。

○西岡副主任中央労働基準監察監督官　そうですね。価格と技術点のところのバランスを変えるというのは、同じこの事業をやるという関係では非常に難しいということが前提としてあります。そうした中で、西日本については検討委員会がない部分の評価としては、やはり、とりわけ東日本との連携のところ、動画のセミナーの提供、情報発信も含めて、西日本は西日本としてそこは努力していただかないといけないということで、連携と周知、広報のところは、西日本では検討委員会での検討はないかわりに、そこは力を入れてやっていただくという部分の評価を高めているという整理をしているところでございます。

○尾花主査　よろしいでしょうか。事業の評価を踏まえて、非常に積極的にご修正をいただいて、事前打ち合わせでも委員全員、非常に感謝して驚いていたところでございました。ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局　特にございません。

○尾花主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査　ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —